



企業法務セミナー

# 主債務者の倒産処理と 保証人の責任



**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士

質  
問

当社は事務機器の販売業者ですが、販売先のAが資金繰りに窮しており、任意整理を検討しているとの噂を耳にしました。当社との取引はAの連帯保証人Bが付いています。当社としてはAの債務を一部免除することも考えているのですが、その場合連帯保証人Bの保証債務はどうなるのでしょうか。また、Aの破産手続が開始された場合または再生手続が開始された場合に連帯保証人Bの保証債務はどうなるのでしょうか。

## 1 倒産処理手続の種類

個人や法人が資金繰りに窮しそのままでは活動を継続できない状況に陥った場合は倒産処理が必要になります。倒産処理にはいくつかの方法があり、その手法、態様等により分類することができます。たとえば、法定の手続に基づく強制的なもの、債権者・債務者間での話し合いに基づく任意のものに分類することができ、前者には破産法に基づく破産手続、民事再生法に基づく再生手続、さらに株式会社については会社法に基づく特別清算手続、会社更生法に基づく更生手続などがあります。後者は一般に任意整理（私的整理）と呼ばれます。

## 2 保証債務の附従性の制限

保証債務は主たる債務に附従する関係にあります。これは、主たる債務の発生原因である契約が錯誤などの理由で無効であったためにそもそも主たる債務が成立していなかったというような場合には保証債務もまた成立せず、主たる債務が弁済等により消滅すれば保証債務もまた消滅するといった関係にあるということです。主たる債務の一部が免除されると、保証債務はその免除された部分につき責任が減縮されることとなります（民法448条）。もっとも、この民法の一般原則である保証債務の附従性は、倒産処理手続のなかで制限されることがあります。

破産手続では、破産者の財産を破産債権者に公

平に分配した後、破産者の残債務については破産者の責任を免れさせる手続がとられるのが一般的です（破産法248条①、253条①）。主債務者が破産した場合にこの免責手続がとられると、主たる債務のうち破産手続上の配当のなかった部分について責任を免れることとなりますが（同法253条①）、保証人は主債務者が破産するような状況に陥った場合に備えるものであることから、破産法253条2項は「免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利…に影響を及ぼさない。」と規定し、保証債務の附従性を制限しています。そのため、主たる債務のうち破産手続上の配当により満足されない部分については、主債務者の免責後もなお保証人の保証債務は存続します。

再生手続においては、再生計画認可決定の確定に伴い、再生債務者は再生計画の内容にそった権利変更により弁済される債権以外の部分につき責任を免れることになり（民事再生法178条①）、民事再生法177条2項は「再生計画は、…再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利…に影響を及ぼさない。」と規定し、破産手続の場合と同様に保証債務の附従性を制限しています。主債務者が再生計画の定めに従って弁済した部分を除き、保証人の保証債務は存続します。

### 3 任意整理と保証債務の附従性

任意整理は債務者と各債権者間の権利変更を目的とする和解契約により行われるものであり民法の一般原則に従うこととなりますが、任意整理において債権者が主債務者の債務を一部免除した場合に、破産手続や再生手続の場合と同様保証債務の附従性が排除されるか債権者と連帯保証人との間で争われた裁判例があります。

債権者は、任意整理から破産手続に移行した場合には、債権者の整理計画案に対する同意の効力

が消滅するものと解されていることをもとに、主たる債務の変更の内容は主債務者の責任を限定するにとどまり、その債務自体が消えるものではなく、債権はなお潜在的に存在するから連帯保証人が負担する保証債務の内容に何ら影響しないと主張しました。

裁判所は、任意整理において、整理条件たる債権者の権利変更を法律上有効ならしめる特段の手続規定はなく、整理計画案に対する債権者の同意は個別的、かつ、任意に行われるものであり、債権者は必要ならば独自の内容を付加したうえで再生計画案に同意することも可能であることから、破産法、和議法（現、民事再生法）が債権者保護のために特に設けた保証債務の附従性の例外規定を準用する余地はないとし、債権者が連帯保証人の保証債務についてはこれを主たる債務の免除部分につき附従性を有しない債務とする旨の異議を留めるなど、特段の意思を表示することなく整理計画案に同意したときは、保証人の債務もその附従性に基づき主たる債務の免除の限度まで減免されると判示しました（札幌高裁昭和57年9月22日判決）。

### 4 本件の場合

Aの任意整理のためAに対する債権の一部を免除した場合、当社が免除の際に連帯保証人Bの保証債務についてはこれを主たる債務の免除部分につき附従性を有しない債務とする異議を留めるなどしない限り、保証債務の附従性により免除の効果が及ぶので、連帯保証人Bに対し保証債務の履行を請求することができるのは免除分を除いた残余の分のみとなります。

Aの破産手続または再生手続が開始された場合、Aに対する債権のうち当社が破産手続上の配当または再生計画に基づく弁済を受けた分を除いた残余の分について、当社は連帯保証人Bに対し保証債務の履行を請求することができます。